

平成31年2月吉日

党所属国会議員事務所 御中

自由民主党
憲法改正推進本部事務局

憲法改正推進本部作成 広報ツールについて

<ビラ・条文イメージ(たたき台素案)Q&A>

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の件に関し、この度、憲法改正に向けた国民運動にご活用頂くべく、「ビラ」ならびに「条文イメージ（たたき台素案）Q&A」を新たに作成致しました。

今回、「ビラ」ならびに「条文イメージ（たたき台素案）Q&A」を各事務所に1部ずつお送りいたしますので、ご査収賜りますようお願い申し上げます。

※【参考 印刷用電子媒体について】※

「ビラ」：2月9日開催の「全国憲法改正推進本部長会議」にて広報ツール作成の報告を致しました後、全都道府県支部連合会ならびに党所属国会議員事務所に、メールにて送付しております。

「条文イメージ（たたき台素案）Q&A」：近々にビラ同様、メール送付致します。

つきましては、研修会などご希望の際には、下記事務局までご相談頂きますようお願い申し上げます。（必要数によっては、納品まで時間を要する場合がありますので、予めご了承願います。）

以上

【照会先】自由民主党
憲法改正推進本部事務局
電話 03-3581-6211（代）

日本国憲法改正の考え方

～「条文イメージ（たたき台素案）」 Q & A～

自由民主党 憲法改正推進本部

目次

総論

- Q 1 なぜ、今、憲法を改正しようとしているのですか? 1
- Q 2 どのような憲法改正を考えているのですか? 1
- Q 3 条文イメージの位置付けはどのようなものですか? 1

各論1 「自衛隊の明記」について

- Q 4 憲法9条について、どのように考えているのですか? 2
- Q 5 自衛隊を憲法に明記する必要があるのですか? 2
- Q 6 シビリアン・コントロール（文民統制）って何ですか?
それについては、どのような規定を置きますか? 3
- Q 7 徴兵制が復活するのですか? 3

各論2 「緊急事態対応」について

- Q 8 緊急事態条項って何ですか?
それがないと、何か困ることがあるのですか? 4
- Q 9 どのような場合に緊急政令を定めることができるのですか? 4
- Q 10 緊急政令によって、普段よりも国民の権利が制限されることになるのでは
ないですか? 5
- Q 11 緊急政令は悪用されないでしょうか?
独裁などの危険はないのでしょうか? 5
- Q 12 大震災によって国政選挙ができない場合はどうするのですか? 6
- Q 13 憲法を改正して国会議員の任期の特例を設けなくても、今ある仕組みで
対応できるのではないですか? 6

各論3 「合区解消・地方公共団体」について

- Q 14 なぜ、憲法改正により、参議院の合区を解消する必要があるのですか? 7
- Q 15 投票価値の平等については、どのように考えているのですか?
改正は、投票価値の平等との関係で問題はないのですか? 7
- Q 16 改正により、参議院議員の代表としての性格は、変わりませんか? 8
- Q 17 地方公共団体に関する改正は、どのような意味があるのですか? 8

各論4 「教育充実」について

- Q 18 なぜ教育に関して憲法改正が必要なのでしょう? 9
- Q 19 憲法改正によって、教育無償化が実現されるのでしょうか? 9
- Q 20 憲法改正に伴い、教育について具体的にどのような措置がとられることにな
るのでしょうか? 10
- Q 21 私学助成って何ですか?
私学助成に関わる規定（89条）を改正するのはなぜですか? 10

総論

Q1 なぜ、今、憲法を改正しようとしているのですか？

答

日本国憲法は、戦後日本の進むべき方向性を示し、その下で今日の自由で民主的な社会や経済の繁栄が実現されてきました。また、国民主権・基本的人権の尊重・平和主義という憲法の基本原理は国民の中に定着しました。

一方で、憲法が施行されてから 70 年以上が経ち、国民の意識や憲法を取り巻く環境は大きく変化していますが、これまでに一度も改正されたことがなく、現状と合わなくなってきた部分もあります。そうした部分について手当てするために、憲法を改正する必要があると考えています。

Q2 どのような憲法改正を考えているのですか？

答

自民党としては、次の 4 つの項目についての改正を考えています。

- ①安全保障に関わる「自衛隊の明記」
- ②大規模災害時などにおける統治機構の在り方に関する「緊急事態対応」
- ③一票の較差と地域の民意反映が問われる「合区解消・地方公共団体」
- ④国家百年の計たる「教育充実」

自民党内の議論や日本が直面する国内外の情勢（安全保障環境の変化、大規模災害の発生、人口構造の変化など）等を踏まえ、これら 4 項目こそが、まさに今、国民の皆さんに問うにふさわしい、優先的に改正すべき項目であると判断しました。

自民党の憲法改正推進本部では、4 項目について集中的に議論を重ね、各項目についての具体的な「条文イメージ（たたき台素案）」を取りまとめました。

Q3 条文イメージの位置付けはどのようなものですか？

答

この条文イメージは、憲法改正推進本部における自由闊達な議論を踏まえて取りまとめ、自民党案として、具体的な条文の形で取りまとめたものです。

条文イメージは、完成された条文ではなく、この案をもとに衆参の憲法審査会で党の考え方を示し、憲法審査会で活発な議論が行われるよう努めます。

各論1 「自衛隊の明記」について

Q4 憲法9条について、どのように考えているのですか？

答

第二次世界大戦の後、日本は、二度と戦争の惨禍を繰り返さないために、徹底した平和主義を掲げる憲法9条の下で、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にはならないという基本理念にしたがい、「平和国家」として歩んできました。この「平和国家」としての歩みは、周辺諸国の無用な警戒や反発を招かないようにすることで、諸外国との安定した外交関係の維持に貢献してきたものと考えます。

他方、いまだに争いが絶えないのが国際社会の現実とも言えます。日本国憲法の制定当初は、国連による国際平和秩序の実現が期待されていました。国連の集団安全保障体制*の下で日本の平和が守られることを想定していましたが、東西冷戦による対立が激化し、集団安全保障のかなめとなる国連安保理が期待どおりの機能を果たさなくなっていました。

〔*集団安全保障体制：ある国が侵略を行った場合に、全ての国連加盟国が侵略国に対して集団で制裁を発動するなどの対応をとる仕組み。〕

そこで、1954年に「自衛隊」を発足させ、自ら日本の防衛を行う体制を構築すると同時に、日米安全保障条約によって日本に対する武力攻撃には日本とアメリカの両国が共同で対処することとなりました。

このように、戦後の日本の平和と安全は、憲法9条の下での、現実を踏まえた対応によって保たれてきたものであると考えます。

Q5 自衛隊を憲法に明記する必要はあるのですか？

答

自衛隊の諸活動は、現在、多くの国民の支持を得ているにもかかわらず、自衛隊については、①合憲と言う憲法学者は少なく、②中学校の大半の教科書(7社中6社)が違憲論に触れており、③国会に議席を持つ政党の中には自衛隊を違憲と主張するものもあります。

自衛隊について一部に違憲との意見があることは、法治主義・立憲主義の観点から大きな問題があります。そこで、自衛隊を憲法に位置づけ、「自衛隊違憲論」を解消するために、今、憲法を改正する必要があるのです。また、この改正は、我が国の安全保障を確固たるものにすることにもつながるものであるとも考えています。

条文イメージは、9条1項・2項を一字一句変えずそのまま維持するとともに、自衛権行使の範囲を含め、9条の下で構築されてきたこれまでの憲法解釈についても全く変えることなく、国民に信頼されている等身大の自衛隊をそのまま憲法に位置付けようとするものです。

**Q 6 シビリアン・コントロール（文民統制）って何ですか？
それについては、どのような規定を置きますか？**

答 民主主義国家において、軍事組織は、国民によって選ばれた国民の代表である政治家（シビリアン、文民）によってきちんとコントロール（統制）されなければならないという原則のことで、

諸外国の憲法では、武力を行使する国家機関について規定する場合には、同時にシビリアン・コントロール（文民統制）も規定するのが通常です。

そこで、条文イメージにおいても、①自衛隊が内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする組織であることとする「内閣によるコントロール」の規定と、②自衛隊の活動が国会の承認その他の統制に服することとする「国会によるコントロール」の規定を設けています。

Q 7 徴兵制が復活するのですか？

答 今回の改正は、今の自衛隊をそのまま憲法に位置づけるものであって、徴兵制を導入するようなものではありません。

徴兵制は、本人の意思に反して兵役に服する義務を強制的に負わせるものであり、憲法 13 条（幸福追求権）や 18 条（苦役の禁止）などの規定の趣旨から見て認められるものではなく、この考え方は社会情勢等の変化によって変わるものではない、とするのが従前からの政府見解であり、今回の改正後でもそれに変わりはありません。

従って、徴兵制が合憲になる余地はありません。

各論2 「緊急事態対応」について

Q8 緊急事態条項って何ですか？

それがないと、何か困ることがあるのですか？

答

緊急事態条項とは、一般的には、外国からの攻撃や大規模なテロ、自然災害などが発生し、通常の統治機構では対処できない緊急事態において、一時的に政府へ権限を集中したり権利を一部制限したりするなどして、危機を乗り切るための規定のことを言います。

ドイツやフランスなど諸外国の憲法では、自国の歴史や隣国との関係などに応じて、緊急事態に備えた規定があります。他方、我が国では、これまで幾度も巨大地震や津波を経験してきましたが、緊急事態に対応するための憲法上の規定がありませんでした。

現在、南海トラフ地震や首都直下型地震などの発生が相当の確率で想定されており、国家中枢が機能不全に陥るなど甚大な被害も考えられるところです。そこで、大規模自然災害などの緊急事態時において、「国民の生命と財産を守る」ために必要な規定をあらかじめ憲法上整備しておく必要があると考えました。

具体的には、

- ① 緊急事態においても国会の機能を可能な限り維持できるよう、選挙実施が困難な場合における国会議員の任期の特例を設けること、
 - ② 国会の機能が確保できない場合に限り、想定を超える不測の事態に迅速に対処するため、内閣が一時的に立法権限を代替する仕組みを設けること、
- の2点について、条文イメージをとりまとめました。

あらかじめ憲法の中に緊急事態に対応するための制度を組み込んでおき、あくまでも憲法の枠内で対応できる改正は、立憲主義の観点からも欠かせないものです。

Q9 どのような場合に緊急政令を定めることができるのですか？

答

外国からの攻撃や大規模なテロが発生した場合など、あらゆる事態を対象とすべきとの意見もありましたが、大規模自然災害やこれに関連する大規模事故等があった場合に限定することとしました。

我が国では、これまで幾度も巨大地震や津波などの自然災害が発生しており、今後も南海トラフ地震や首都直下型地震の発生が想定されていることから、大規模自然災害やこれに関連する大規模事故等については、今すぐにでも憲法上必要な規定を整備しておく必要性が特に高いと言えます。このように大規模自然災害等に限定することは、幅広い国民の理解を得るという点からも必要であると考えています。

その上で、大規模災害の発生によって国会が機能せず、緊急の対応が必要であるにもかかわらず国会による立法（法律の制定）を待っている間に合わない場合に限って、本来法律で定める必要のある事項について、内閣が国会に代わって政令（緊急政令）を定めることができるようにしました。なお、国会が機能している場合には、国会が直ちに緊急の立法を行って対応することは当然のことです。

Q10 緊急政令によって、普段よりも国民の権利が制限されることになるのではないですか？

答

この緊急政令の規定は、本来、国会が法律を作って定めなければならない国民の権利・義務に関する事項について、国会が機能していない場合に限って、内閣が政令で定めることができるようにするものです。緊急政令によって定めることができる自由や財産権の制限の範囲は、今の憲法の下で法律により定めることが認められる範囲内に限られます。この改正によって、今までとは違う権利の制限ができるようになるわけではありません。

なお、今でも、災害対策基本法などの一部の法律では、国会の閉会中に緊急政令を定めることができることとされています。今回の改正は、国会の開会中でも、国会による立法が間に合わない場合には緊急政令を定めることができるようにしていますが、全く新しい制度というわけではありません。

**Q11 緊急政令は悪用されないでしょうか？
独裁などの危険はないのでしょうか？**

答

緊急政令の制度は、制度が使われる場面を、大規模災害が発生し、かつ、国会による立法を待っている間に合わない緊急事態時に限定しています。また、内閣が一時的に立法機能を代替する仕組みであり、今の憲法の下で法律で定めることができる内容以上のものを定めることはできません。

そもそも、緊急政令は、あくまで国民の生命や財産を守るための一時的な措置であり、制定された緊急政令は、国会の機能が回復したら、速やかに国会の承認を受けることとしています。国会の承認が得られなければ、政令は失効することになります。具体的な国会承認の手續や国会承認が得られなかった場合の政令の失効については、法律で定めることを予定しています。

したがって、制度の悪用やいわゆる「独裁」などの危険はありません。

Q12 大震災によって国政選挙ができない場合はどうするのですか？

答

東日本大震災の際は、翌月に統一地方選挙が予定されていましたが、多くの方が自宅を遠く離れて避難しており、体育館などの投票所となる場所の多くは避難所になりました。住民の安全を確保することが最優先であり、多くの自治体でとても選挙を実施できるような状況になかったため、法律を作って、地方選挙を延期し、議員や知事・市町村長の任期を延長しました。

この東日本大震災と同じことが国政選挙の直前に起こった場合を考えると、国会議員の任期は憲法に定められているため、法律で延期することはできません。そこで、憲法を改正して、大規模災害によって選挙の実施が難しい場合には、国会自身の判断で、国会議員の任期を延長することができるようにする条文イメージをとりまとめました。

なお、任期の特例が与党の都合で選挙を先延ばしにするための手段として濫用されるようなことはあってはならないため、単なる過半数ではなく、3分の2以上の特別多数による国会の議決を必要としています。

Q13 憲法を改正して国会議員の任期の特例を設けなくても、今ある仕組みで対応できるのではないですか？

答

憲法改正をしなくても、一部の地域のみ投票を先延ばしにする繰延投票^{くりのべ}という仕組みが既にあるので、それを使えば対応できるのではないかという指摘もあります。その場合には、繰延投票となった地域を含む選挙区では当選人が決まりません。被災地で実際に投票が実施されるまでの間は、被災地を含む選挙区や比例区では当選者が決まらず、被災地選出の国会議員が長期間にわたって不在ということもあり得ます。「被災地住民の声を国政に届ける」という意味でも、被災地選出の議員の存在はとても大事です。

また、繰延投票は一部の地域の投票だけを先送りにするため、他の地域での投票結果が判明した後で投票することになってしまいます。大規模かつ長期間にわたって投票を繰り延べることは、選挙の公平性の観点からも、望ましいものとは言えないでしょう。

参議院の緊急集会*で対応すればよいとの指摘もあります。しかし、緊急時こそ、事態に対応するための立法を行い、政府による対応^{ただ}を質す国会がしっかり機能していることが重要です。できるだけ衆参両院が揃って「国会」として対応の方が望ましいことは、民主主義という観点からも当然のことです。

〔*参議院の緊急集会：衆議院が解散され衆議院議員が不在の間、国会の議決を要する緊急の問題が発生したときに、参議院が国会の権能を暫定的に代行する制度。〕

各論3 「合区解消・地方公共団体」について

Q14 なぜ、憲法改正により、参議院の合区を解消する必要があるのですか？

答

参議院選挙区選挙における合区は、平成 26 年の最高裁判決などを受け、平成 27 年の公選法改正で緊急避難的に導入されたものです。自民党は、当時から、都道府県単位の選挙制度を崩す合区を問題視してきており、平成 28 年の参院選や平成 29 年の衆院選の公約でも合区の解消を掲げました。また、合区が導入された平成 28 年の参院選では、合区対象県で不平等感や不満が広がるとともに、投票率の低下を招くなどの弊害も見られました。

合区解消に関しては、全国知事会などの地方 6 団体も合区解消を求める決議を行っているほか、多数の県議会で合区解消を求める意見書が採択されているところです。

他方、人口の減少と一極集中が進み、人口偏在ともいうべき状況が見られる中で、最高裁が重視する人口比例が追求されてきた結果、参議院選挙区の合区だけでなく、地方から選出される議員の減少、行政区画と選挙区のずれの拡大、衆議院の都市部小選挙区の細分化・複雑化などの問題を生じており、逆に、民意の反映や政治へのアクセスの面での地域間格差、地域住民の不平等感や不満などをもたらすことにもつながっています。

今後の日本社会を展望しつつ、これからの代表民主制や両議院の選挙区の在り方を考えた場合に、地方・都市部を問わず、選挙において「地域」が持つ意味に改めて目を向け、憲法において「投票価値の平等と地域の民意の適切な反映との調和」を図っていくことが必要です。

特に、参議院の在り方を考える上では、政治的・社会的に重要な意義を持つ都道府県の住民の意思を集約的に反映させることが重要であり、法律改正だけによる対応の困難性なども考慮するならば、投票価値の平等の憲法上の要請との調整を図りながら、合区の解消が可能となるようにするためには、憲法改正による対応が不可避と考えています。

Q15 投票価値の平等については、どのように考えているのですか？

改正は、投票価値の平等との関係で問題はないのですか？

答

投票価値の平等は、憲法 14 条 1 項などを根拠とする憲法上の要請とされており、選挙制度において重要な意義を持つものです。

一方で、最高裁も述べているように、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的・理由との関連において調和的に実現されるべきものと考えています。

条文イメージでは、このような考え方の下、「投票価値の平等と地域の民意の適切な反映との調和」という観点から、両議院議員の選挙について選挙区を設ける場合の原則的な規定として、人口を基本とするものの、単にこれのみによって決められるものではなく、

行政区画、地域的な一体性、地勢などの諸要素も総合的に勘案すべきことを明記することとしています。

その上で、それを一歩進める形で、参議院議員選挙については、合区の解消ができるよう、広域の地方公共団体（都道府県）の区域を選挙区とする場合には、例外的に、改選ごとに各選挙区において少なくとも1人を選挙することが可能となるように規定しているところですが、そこでも、それ以外の部分については、人口比例が適用されることを前提としています。

このように、条文イメージは、あくまでも、投票価値の平等と地域の民意の適切な反映との調和を図るもので、選挙区や定数配分等において人口が基本的な基準となることを変えることまで意図するものではありません。

Q16 改正により、参議院議員の代表としての性格は、変わりませんか？

答

参議院の選挙区選出議員について、改選ごとに都道府県単位の選挙区から少なくとも1人を選挙することが可能となるように規定したからといって、一部の国民の代表となるわけではなく、全国民の代表であることに何ら変わりはありません。

そもそも、憲法43条1項の「全国民の代表」とは、最高裁も述べているように、①その選出方法にかかわらず、特定の階級、党派、地域住民など一部の国民を代表するものではなく、全国民を代表するものであること、②選挙人の指図に拘束されることなく、独立して全国民のために行動すべき使命を有すること、を意味するものです。

これを前提とすれば、實際上、参議院の選挙区を都道府県単位として、都道府県代表的な要素が加わることになったからといって、全国民の代表という性質と矛盾するものではなく、憲法43条との関係が問題となることはないと考えています。

条文イメージのような改正にとどまる限り、参議院議員や参議院の位置付けや民主的正当性などが、大きく変わるものではありません。

Q17 地方公共団体に関する改正は、どのような意味があるのですか？

答

現在の憲法92条では、単に「地方公共団体」として地方自治について規定していますが、条文イメージでは、憲法47条で両議院議員の選挙区等に関する原則的な規定や参議院議員の選挙区を都道府県単位とすることを可能とする規定を設けるのと同時に、その基盤ともなる基礎的な地方公共団体（市町村）と広域の地方公共団体（都道府県）を92条で明記することとしています。

市町村と都道府県の二段階制を基本とする地方公共団体の制度が国民の間に広く定着していることを踏まえ、地方公共団体について、基礎的な地方公共団体と広域の地方公共団体を基本とすることを憲法上明記することは、市町村と都道府県の基盤の安定化につながり、地方自治の強化や分権型社会の構築にも資することになると言えるでしょう。

各論4 「教育充実」について

Q18 なぜ教育に関して憲法改正が必要なのでしょう？

答

教育は、国民一人一人にとっての人格形成や幸福の追求を基礎づけ、国の未来を切り拓くうえで欠かせないものです。現行憲法の下で実施された小中学校9年間の義務教育やその無償化などの教育制度は、戦後の発展の大きな原動力となりました。

あらためて教育に関する憲法の規定や社会情勢について考えてみると、

- ① 現在のわが国が直面する急速な社会変化などに対応するためには人づくりが重要であり、国家百年の計である「教育の重要性」について、国の理念として、国民の共通理解を図る必要があります。
- ② また、憲法の人権条項には、一般的に個人の権利保障に関する理念規定などが見られますが、教育を受ける権利等について定める憲法26条には見当たりません。
- ③ さらに、政府の施策として、教育の格差拡大が指摘される中、誰もが家庭の経済事情に左右されることなく教育を受ける機会を享受できるよう、平成30年6月に閣議決定された「骨太の方針2018」では、教育無償化などが拡充されました。

そこで、条文イメージでは、教育の重要性を国の理念として位置付け、教育に関する基本的な理念・方針を明らかにしました。

このように、国の最高法規である憲法において教育に関する基本的な理念・方針を明らかにすることで、国がより積極的な施策を講ずる責務が明確になるとともに、政権の構成や行財政事情の変化に過度の影響を受けず、教育環境の整備が着実に推進され则认为します。

Q19 憲法改正によって、教育無償化が実現されるのでしょうか？

答

教育無償化については、財源論や大学に進学しない人との公平性などを理由に、特に高等教育の無償化をめぐるっては慎重な意見が大勢を占めました。したがって、憲法上の教育無償化の範囲については、基本的に現行の義務教育の範囲を維持することとしております。

しかし、自民党においても、教育における経済格差の是正の必要性についての問題意識は共有しており、教育環境の整備の例示として、「各個人の経済的理由にかかわらず教育を受ける機会を確保すること」を挙げ、経済負担が軽減されるような施策の方向性を示しているところです（次問参照）。

Q20 憲法改正に伴い、教育について具体的にどのような措置がとられることになるのでしょうか？

答 憲法改正により新たに規定される「教育環境の整備」とは、26条1項に定める「すべての国民がその能力に応じてひとしく教育を受ける」権利を保障するため、法令や予算等に基づき国が講じるべき具体的な措置をいいます。

現行法令においては、特に、教育の機会均等に関する事項について、①「教育基本法」、「学校教育法」等の基本的な枠組みに関するもの、②教科書無償、高校就学支援金、私学助成等の個別の施策・事業に関するものが規定されており、憲法改正を受け、教育の機会均等がさらに図られるよう法改正がされることなどが考えられます。

また、政府・与党においては、平成30年に閣議決定された「骨太の方針2018」に基づき、幼児教育の無償化、低所得者世帯の高等教育の無償化、及び年収590万円未満の世帯の私立高校の授業料の実質無償化を進めていくこととしています。

憲法改正により国に教育環境の整備の責務を課すことにより、このような取組が着実に推進されることになります。

Q21 私学助成って何ですか？

私学助成に関わる規定(89条)を改正するのはなぜですか？

答 国や地方自治体が私立学校(大学、高校、中学校、小学校、幼稚園など)に対して、その自主性を尊重しつつ、必要な財政的な支援を行うことを「私学助成」と言います。

現行憲法89条では、「公の支配」に属しない教育への助成金は禁止されています。

ただし、解釈上、「私立学校においても、その設立や教育内容について、国や地方公共団体の一定の関与を受けていること」から、「公の支配」に属しており、私学助成は違憲ではないと考えられています。

しかし、「公の支配」という文言については、「国や地方公共団体が、私立学校に対し、単なる勧告的権限だけでなく、事業の根本方向を動かすような権力をもっていることが必要」とする見解もあり、私立学校の建学の精神に照らして考えると、「公の支配」に属するというのは、適切な表現ではありません。そこで、憲法の条文を改め、「公の支配に属しない」の文言を「公の監督が及ばない」にしました。

現行憲法と「条文イメージ（たたき台素案）」対照表

(ゴシック部分は改正部分)

条文イメージ（たたき台素案）	現行憲法
【自衛隊の明記】	
第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。 ② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。 <u>第九条の二 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。</u> ② <u>自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。</u>	第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。 ② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。 (新設)
【緊急事態対応】	
第七十三条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。 一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。 二 外交関係を処理すること。 三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。 四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。 五 予算を作成して国会に提出すること。 六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。 七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。 <u>第七十三条の二 大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待ついとまがないと認める特別の事情があるときは、内閣は、法律で定めるところにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる。</u>	第七十三条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。 一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。 二 外交関係を処理すること。 三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。 四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。 五 予算を作成して国会に提出すること。 六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。 七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。 (新設)

② <u>内閣は、前項の政令を制定したときは、法律で定めるところにより、速やかに国会の承認を求めなければならない。</u>	
第六十四条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。 ② 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。 <u>第六十四条の二 大地震その他の異常かつ大規模な災害により、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の適正な実施が困難であると認めるときは、国会は、法律で定めるところにより、各議院の出席議員の三分の二以上の多数で、その任期の特例を定めることができる。</u>	第六十四条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。 ② 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。 (新設)
【合区解消・地方公共団体】	
第四十七条 <u>両議院の議員の選挙について、選挙区を設けるときは、人口を基本とし、行政区画、地域的な一体性、地勢等を総合的に勘案して、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定めるものとする。参議院議員の全部又は一部の選挙について、広域の地方公共団体のそれぞれの区域を選挙区とする場合には、改選ごとに各選挙区において少なくとも一人を選挙すべきものとすることができる。</u> ② <u>前項に定めるもののほか、選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。</u>	第四十七条 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。
第九十二条 <u>地方公共団体は、基礎的な地方公共団体及びこれを包括する広域の地方公共団体とすることを基本とし、その種類並びに組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。</u>	第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。
【教育充実】	
第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。 ② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。	第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。 ② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

③ 国は、教育が国民一人一人の人格の完成を目指し、その幸福の追求に欠くことのできないものであり、かつ、国の未来を切り拓く上で極めて重要な役割を担うものであることに鑑み、各個人の経済的理由にかかわらず教育を受ける機会を確保することを含め、教育環境の整備に努めなければならない。	(新設)
第八十九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の監督が及ばない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。	第八十九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。